

大分県報

令和二年
号外（一〇二）
十二月十四日

（月曜日）

目次

規則

大分県旅館業法施行細則等の一部を改正する規則……………一

〇規則

大分県旅館業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第七十三号

大分県旅館業法施行細則等の一部を改正する規則

（大分県旅館業法施行細則の一部改正）

第一条 大分県旅館業法施行細則（昭和三十三年大分県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（宿泊者名簿の記載事項）

第六条 規則第四条の二第三項第二号の知事が必要と認める事項は、宿泊者の年齢、到着日時及び出発日時とする。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

旅館業営業許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

申請者

氏名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

下記のとおり旅館業を営むので、旅館業法第3条第1項の規定により申請します。

記

- 営業施設の名称
- 営業施設の所在地
- 旅館業の種類
- 営業施設の構造設備の概要（同時に宿泊する者の最大の数、建築様式、採光換気設備、用途別各室設備等）
- 旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときは、その旨
- 旅館業法第3条第2項各号のいずれかに該当する場合は、その内容
- 旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の適用の有無

添付書類

- 敷地内における建物の配置図
- 営業施設の構造設備を明らかにする図面（各室の設備、配置及び用途、脱衣室、浴室並びに浴槽等を表示した平面図（縮尺及び面積を明記すること。））
- 営業施設からおおむね150メートル以内の見取図
- 給水、給湯、汚水排出等の系統を表示した平面図及び立面図
- 浴用に供する水に関する水質検査成績書（旅館業法施行条例第4条第2項第1号に定めるものうち浴槽水に関するものを除く。）
- 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書面

第三号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

第六号様式を削る。

（公衆浴場法施行細則の一部改正）

第二条 公衆浴場法施行細則（昭和三十三年大分県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

公衆浴場営業許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

申請者 氏 名

年 月 日生

〔 法人にあつては、その名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名電話番号（ ） — 〕

下記のとおり公衆浴場営業を経営したいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により申請します。

記

- 1 公衆浴場の名称
- 2 公衆浴場の所在地
- 3 公衆浴場の種別
- 4 公衆浴場の構造設備 [建築様式、採光換気装置、脱衣室、浴室、浴槽等]
- 5 使用水の種類
- 6 営業開始予定年月日
- 7 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の適用の有無

添付書類

- 1 脱衣室、浴室、浴槽等の施設及び給水、給湯汚水排出等の系統を表示した平面図及び立面図（縮尺及び面積を明記すること。）
- 2 営業施設から300メートル以内の見取図
- 3 土地の状況その他特別な事由がある場合は、その旨を記載した書類
- 4 浴用に供する水に関する水質検査成績書（大分県公衆浴場法施行条例第5条第1項第8号に定めるものうち浴槽水に関するものを除く。）
- 5 飲用に供する水に関する水質検査成績書（水道水等により供されるものを除く。）
- 6 法人にあつては、定款又は定款附行為の写し
- 7 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面

第二号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第三条 クリーニング業法施行細則(昭和四十年大分県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「クリーニング所開設届」を「クリーニング無店舗取次店営業届」に改める。

第六条及び第七条を次のように改める。

(変更届)

第六条 法第五条第三項の規定による変更の届出は、クリーニング所開設・無店舗取次店営業届出事項変更届(第五号様式)によるものとする。

(廃止届)

第七条 法第五条第三項の規定による廃止の届出は、クリーニング所・無店舗取次店廃止届(第七号様式)によるものとする。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

クリーニング所開設届

年 月 日

大分県知事 殿

本籍 住所
営業者 氏名

年 月 日生

下記のとおりクリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により届け出ます。

記

名称	所在地			構造及び設備の概要		別紙のとおり	
	開設の予定年月日	年 月 日	氏名	生 年 月 日	登録番号	登録年月日	登録番号
管理人	本籍		氏名	生 年 月 日	登録番号	登録年月日	登録番号
	住所		氏名	生 年 月 日	登録番号	登録年月日	登録番号
クリーニング師である従事者	本籍		氏名	生 年 月 日	登録番号	登録年月日	登録番号
	住所		氏名	生 年 月 日	登録番号	登録年月日	登録番号
従事者数							
洗濯物の受取り及び引渡しのみを行うクリーニング所							
消毒を要する洗濯物の取扱いの有無							
クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の適用							

添付書類 1 クリーニング所の位置及び構造設備の概要を示す図面

2 営業者が法人にあつては、登記事項証明書

3 クリーニング業法施行規則第2条に規定する書類

4 クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面

備考 1 営業者が法人の場合には、営業者の欄にその名称及び主たる事務所所在地並びに代表者の氏名を記載すること。

2 届出時に、従事するクリーニング師のクリーニング師免許証を提示すること。

第一号様式の二の（表面）を次のように改める。

第一号様式の2（第2条の2関係）

（表面）

クリーニング無店舗取次店営業届

年 月 日

大分県知事 殿

本籍 住所
営業者 氏名

年 月 日生

〔 法人にあつては、その名称及び
所在地並びに代表者の氏名 〕
電話番号

下記のとおりクリーニング無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第3条第2項の規定により届け出ます。

記

名 称	営業開始の予定年月日	年	月	日
業務用車両の自動車登録番号（又は車両番号）、 車両の保管場所、営業区域及び車両の構造の概要				
クリーニング師である従事者	本籍	氏名	登録番号	登録第 号
	住所	生年月日	登録年月日	・
	本籍	氏名	登録番号	第 号
	住所	生年月日	登録年月日	・
従事者数				有 ・ 無
消毒を要する洗濯物の取扱いの有無				有 ・ 無
クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の適用				有 ・ 無

添付書類

- 1 自動車検査証の写し
- 2 車両の保管場所の地図
- 3 クリーニング業法施行規則第2条に規定する書類
- 4 営業者が法人にあつては、登記事項証明書
- 5 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面

備考 届出時に、従事するクリーニング師のクリーニング師免許証を提示すること。

第二号様式に「戸籍謄本」の写し「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を添付する。
第五号様式を次のように定める。

第五号様式(第6条関係)

クリーニング所開設・無店舗取次店営業届出事項変更届

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
営業者 氏 名

下記のとおり(クリーニング所開設・無店舗取次店営業)届出事項を変更しましたので、クリーニング業法第5条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

クリーニング所(無店舗取次店)の名称		
クリーニング所の所在地 無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号		
変更事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年	月	日

添付書類

- 1 クリーニング所の構造又は設備を変更した場合にあつては、その変更部分を明らかにした図面
- 2 無店舗取次店の業務用の車両を変更した場合にあつては、自動車検査証の写し
- 3 法人名及び代表者の変更にあつては、登記事項証明書

備 考

- 1 営業者が法人の場合には、営業者の欄にその名称及び事務所所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 2 クリーニング師の変更の場合は、クリーニング師の本籍、住所、氏名、生年月日、登録番号及び登録年月日を記載すること。

第六号様式を次のように改める。

第七号様式 削除

第七号様式を次のように改める。

第七号様式(第7条関係)

クリーニング所・無店舗取次店廃止届

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
届出者 氏 名

下記のとおり（クリーニング所・無店舗取次店）を廃止したので、クリーニング業法
第5条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

クリーニング所・無店舗取次店の名称	
クリーニング所の所在地	
無店舗取次店に使用する業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び保管場所	
廃止年月日	
廃止の理由	

備 考

- 1 届出者が営業者でない場合は、営業者との続柄を氏名の下に記載すること。
- 2 クリーニング所にあつては、確認済証を添付すること。

(興行場法の施行に関する規則の一部改正)

第四条 興行場法の施行に関する規則(昭和五十九年大分県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(興行場の営業許可の申請)

第二条 法第二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した興行場営業許可申請書(第一号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、同項の許可を受けて興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、第三号から第五号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

一 申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称及び事務所所在地並びに代表者の氏名)

二 興行場の名称及び所在地

三 興行場の種別

四 興行場の構造設備

五 入場者定員

六 本項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する旨

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、営業者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、営業施設の構造設備等に変更がない場合に限り、第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一 敷地内における建物の配置図

二 興行場の構造設備を明らかにする平面図及び断面図

三 興行場からおおむね百五十メートル以内の見取図

四 申請者が法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

五 消防法令適合通知書の写し

六 興行場として使用する建築物の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七条

第五項に規定する検査済証の写し

七 前項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

第一号様式を次のように改める。

第一号様式(第2条関係)

興行場営業許可申請書

年 月 日

大分県知事

殿

住所

申請者

氏名

年 月 日 生

〔法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名〕

郵便番号

電話番号() -

下記のとおり興行場営業の許可を受けたいので、興行場法第2条第1項の規定により申請します。

記

- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 興行場の種別
- 4 興行場の構造設備
- 5 入場者定員
- 6 興行場法の施行に関する規則第2条第1項ただし書の適用を受ける場合は、その旨

添付書類

- 1 敷地内における建物の配置図
- 2 興行場の構造設備を明らかにする平面図及び断面図
- 3 興行場からおおむね150メートル以内の見取図
- 4 申請者が法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 5 消防法令適合通知書の写し
- 6 興行場として使用する建築物の建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- 7 興行場法の施行に関する規則第2条第1項ただし書の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

第二号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

（食品衛生法施行細則の一部改正）

第五条 食品衛生法施行細則（平成十二年大分県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三号様式の注に次のように加える。

3 食品衛生法施行規則第67条第1項ただし書の適用を受ける場合においては、当該営業を譲り受けたことを証する書面を添付すること。

第四号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

（大分県理容師法施行細則の一部改正）

第六条 大分県理容師法施行細則（平成十二年大分県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第一号様式（第2条関係）

理 容 所 開 設 届

年 月 日

大分県知事 殿
住 所 開設者 氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名
電話番号〕

下記のとおり理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

理容所の名称			
理容所の所在地			
氏 名			
住 所			
管理 理 容 師 免許（登録）番号			
修了 番 号			
理容師の氏名及び 免許証（免許 証明書）番号並 びにその他の従 業者の氏名			
開設予定年月日	年 月 日		
同一の場合 に現に美容所を開設し ている場合	美容所の名称		
同一の場合で美容所を開設するた め届出をしている場合に届 出を行う場合を含む。）	当該美容所の 開設年月日	年 月 日	
理容師法施行規則第19条（第1項・第2項・第3項）ただし書の適用		有	無

添付書類

- 1 理容師については、理容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
- 2 管理理容師については、理容師法第11条の4第2項の規定に該当することを証する書類
- 3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。）
- 4 理容所の位置及び構造設備の概要を示す図面
- 5 理容師免許証（免許証明書）の写し
- 6 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、同条第2項ただし書又は同条第3項ただし書の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面

第五号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

(大分県美容師法施行細則の一部改正)

第七条 大分県美容師法施行細則(平成十二年大分県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

美容所開設届

年 月 日

大分県知事 殿

住所

開設者

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
電話番号〕

下記のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

美容所の名称				
美容所の所在地				
管理美容師	氏名			
	住所			
修了番号	免許(登録)番号			
	修了番号			
美容師の氏名及び免許証(免許並びに証明書)番号並びにその他の従業者の氏名	氏名			
	免許(登録)番号			
	氏名			
	免許(登録)番号			
開設予定年月日	年 月 日			
同一の場所で現に理容所を開設している場合	理容所の名称			
同一の場所で理容所を開設するため届出をしている場合(同時に届出を行う場合を含む。)	当該理容所の開設年月日	年 月 日		
美容師法施行規則第19条(第1項・第2項・第3項)ただし書の適用	有		無	

添付書類

- 1 美容師については、美容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
- 2 管理美容師については、美容師法第12条の3第2項の規定に該当することを証する書類
- 3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)
- 4 美容所の位置及び構造設備の概要を示す図面
- 5 美容師免許証(免許証明書)の写し
- 6 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、同条第2項ただし書又は同条第3項ただし書の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面

第五号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県旅館業法施行細則、公衆浴場法施行細則、クリーニング業法施行細則、興行場法の施行に関する規則、食品衛生法施行細則、大分県理容師法施行細則及び大分県美容師法施行細則（以下「大分県旅館業法施行細則等」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の大分県旅館業法施行細則等の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 次の各号に掲げる規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

一 第一条の規定による改正前の大分県旅館業法施行細則第一号様式及び第三号様式の規定

二 第二条の規定による改正前の公衆浴場法施行細則第一号様式及び第二号様式の規定

三 第三条の規定による改正前のクリーニング業法施行細則第一号様式、第一号様式の

二、第二号様式、第五号様式及び第七号様式の規定

四 第四条の規定による改正前の興行場法の施行に関する規則第一号様式及び第二号様式の規定

五 第五条の規定による改正前の食品衛生法施行細則第三号様式及び第四号様式の規定

六 第六条の規定による改正前の大分県理容師法施行細則第一号様式及び第五号様式の規定

七 第七条の規定による改正前の大分県美容師法施行細則第一号様式及び第五号様式の規定